

氏 名 浅野 英利

登録番号 第 24100003 号

事務所名称 労務経営浅野事務所

事務所所在地 三重県津市豊が丘三丁目 23 番2号

所属社会保険労務士会 三重県社会保険労務士会

処分内容 6か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年5月 13 日から6か月)

処分理由 弁護士でなく、かつ、法定の除外事由がないのに、令和4年6月5日頃から同年10月14日頃までの間、労働者Aと所属事業場の会長Bとの間の個別労働関係紛争に関して、Aの代理人として、Aに対する未払賃金の即時支払を求める旨記載した書面等を作成し、Bにこれを交付するなどして未払賃金の支払に関する交渉をし、さらに、A及びBを当事者とする和解合意文書等を作成するなどした上で、同月24日、Aに成功報酬を請求するなどし、もって、業として法律事件に関して法律事務を取り扱ったとして、令和7年6月3日に、津簡易裁判所から、弁護士法第72条(非弁行為の禁止)の違反により罰金30万円の略式命令を受け、同月21日に確定したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第16条に定める「社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」に反するものであり、同法第25条の3の「この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき」に該当するものである。